



安全・安心な飲食店づくりを応援します！

ひなた飲食店認証制度

県が定めた基準に基づいて、感染防止対策を行っていただいている飲食店を、県が認証する制度です。

また、認証を取得するために必要なアクリル板や二酸化炭素濃度測定器等の資機材の給付や換気設備の設置・改修の補助を行います。

パターン1 申請方法 パターン2

ホームページからの申請

オンラインで、認証基準に関するビデオを受講後、申請フォーム上で申請できます。



講習会での申請

裏面の日程で講習会を行いますので、QRコード・FAX・電話のいずれかの方法で飲食店認証サポートセンターに申し込んでください。

資機材の給付・換気設備の設置・改修補助

施設の確認と審査

認証書・認証ステッカーの交付

